

○ 食料安定供給特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ 食料安定供給特別会計の目的

食料安定供給特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、

- ① 農業経営安定事業（経営所得安定対策の交付金の交付等）
- ② 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業（備蓄米・外国産米麦の売買等）
- ③ 農業再保険事業等（自然災害による農作物の減収等や農産物の需給変動等による農業収入の減少を保険の仕組みにより補填）
- ④ 漁船再保険事業（漁船の座礁や運行に伴う不慮の費用負担等による損失を保険の仕組みにより補填）
- ⑤ 漁業共済保険事業（異常な事象による漁獲減少等の損失を保険の仕組みにより補填）
- ⑥ 国営土地改良事業（国営土地改良事業の工事等）

に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置しています。

○ 食料安定供給特別会計において経理されている事務及び事業の内容

食料安定供給特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業並びに経過措置の国営土地改良事業を行います。

食料安定供給特別会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定の各事業勘定と、各事業勘定に共通する事務人件費等を経理する業務勘定並びに国営土地改良事業勘定に分けて経理を行います。

1 農業経営安定事業

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく、①畑作物の直接支払交付金の交付及び②収入減少影響緩和対策交付金の交付に関する事業を行います。

2 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業

(1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく①米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内産米穀の買入れ・売渡し、②輸入を目的とする米穀の買入れ・売渡し等の事業を行います。

(2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に規定する麦の需給見通し及び飼料需給安定法に規定する飼料需給計画に基づく大麦・小麦の輸入を目的とする買入れ・売渡し等の事業を行います。

3 農業再保険事業等

農業保険法に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に関する再保険事業等を行います。

4 漁船再保険事業

漁船損害等補償法に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に関する再保険事業を行います。

5 漁業共済保険事業

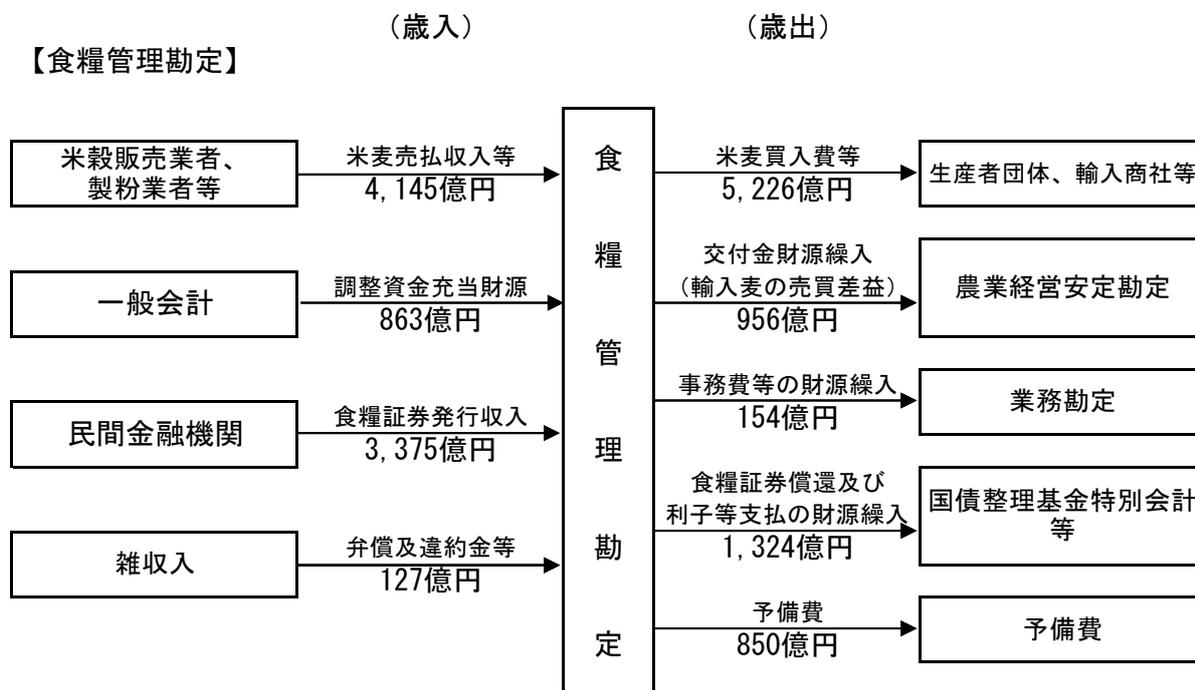
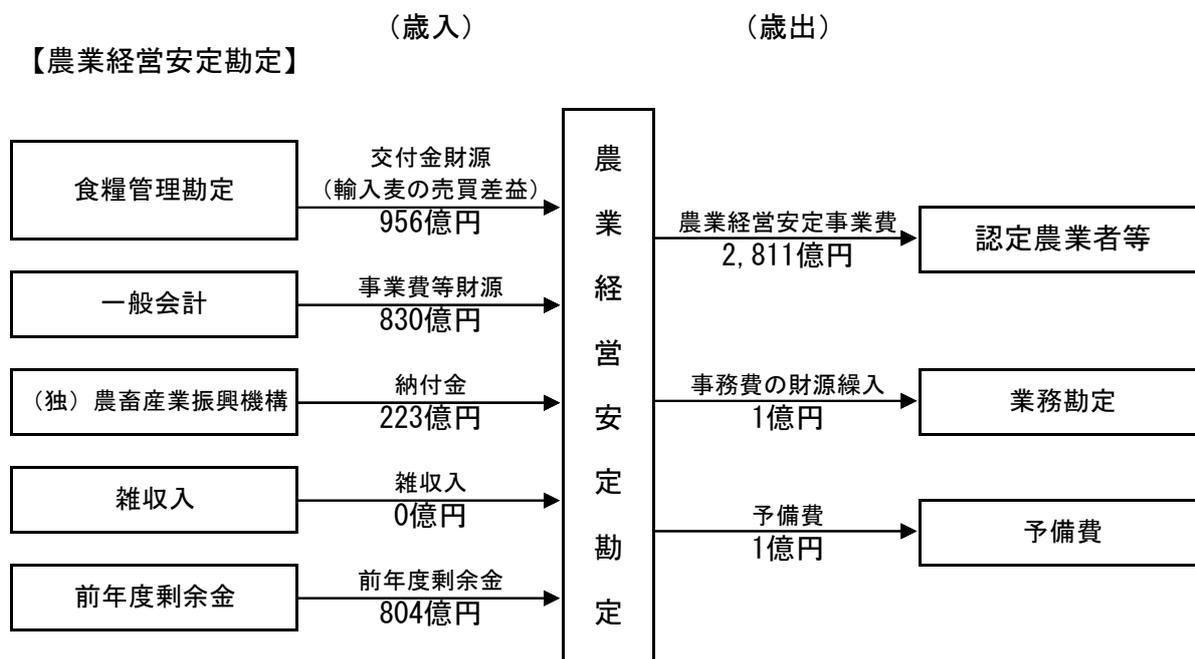
漁業災害補償法に基づく漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済及び漁業施設共済に関する保険事業を行います。

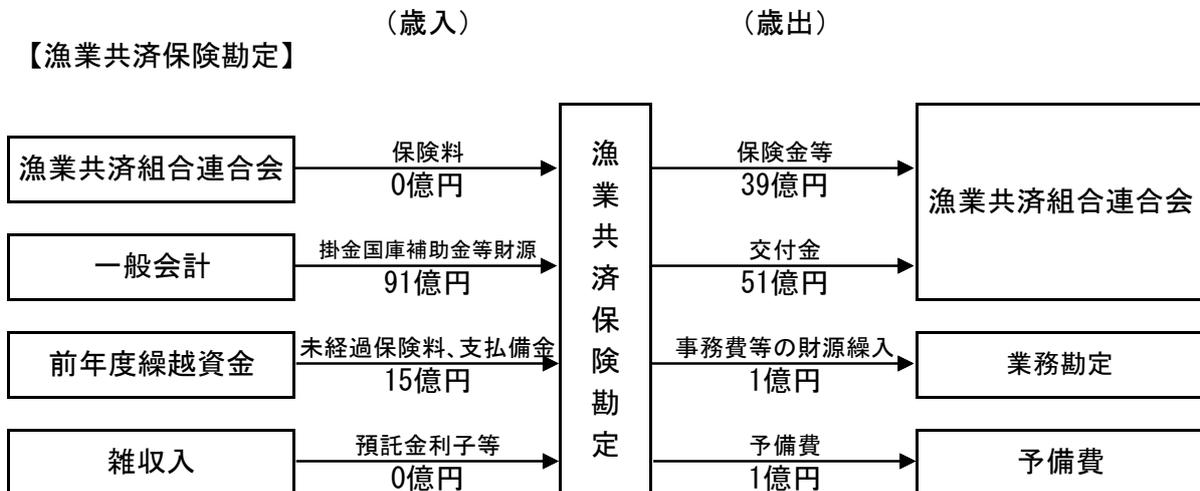
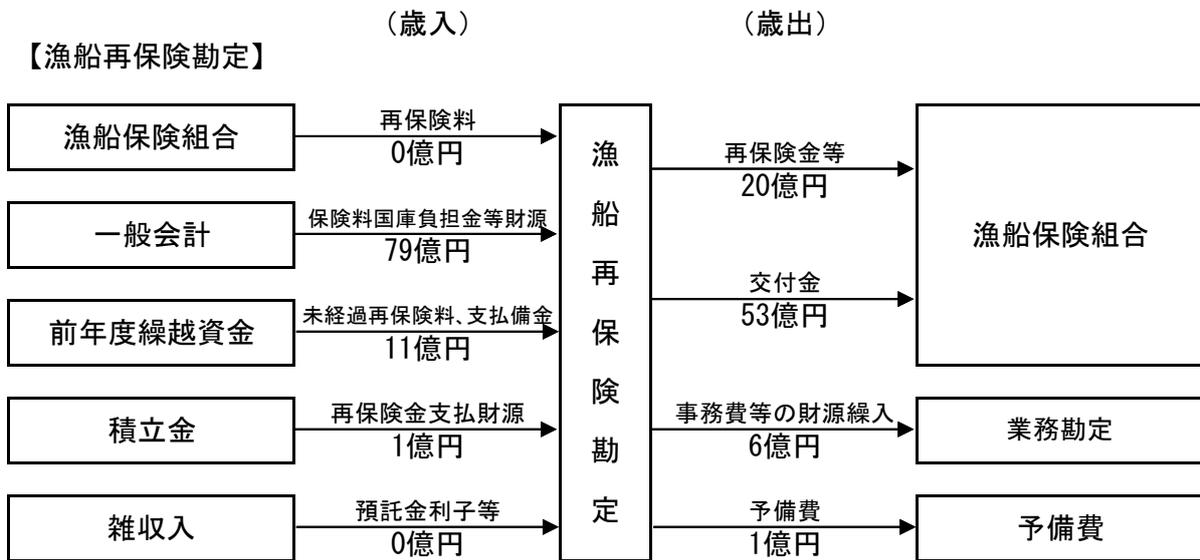
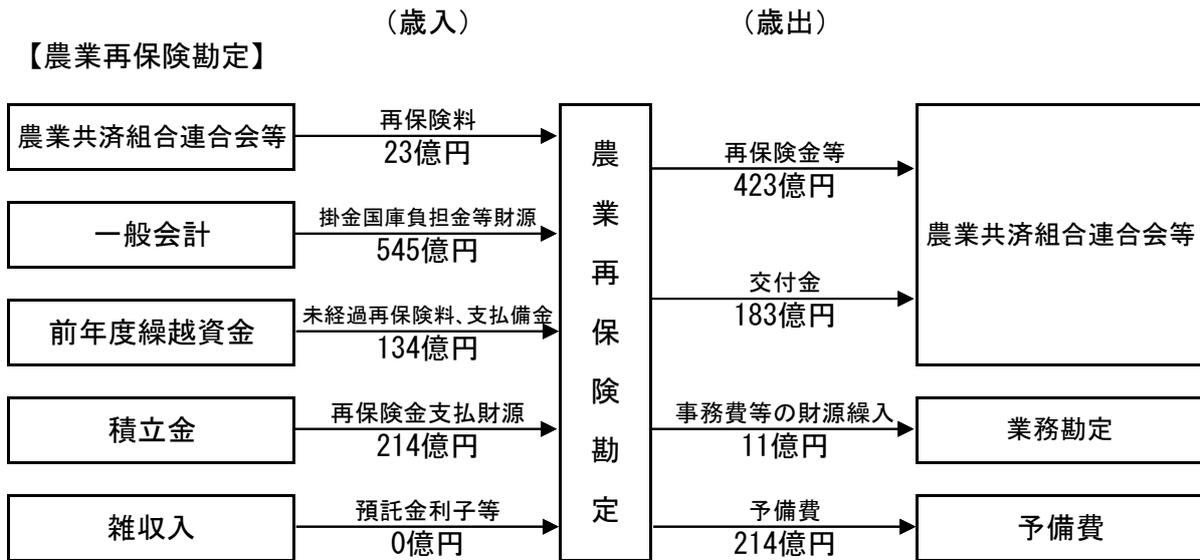
6 国営土地改良事業

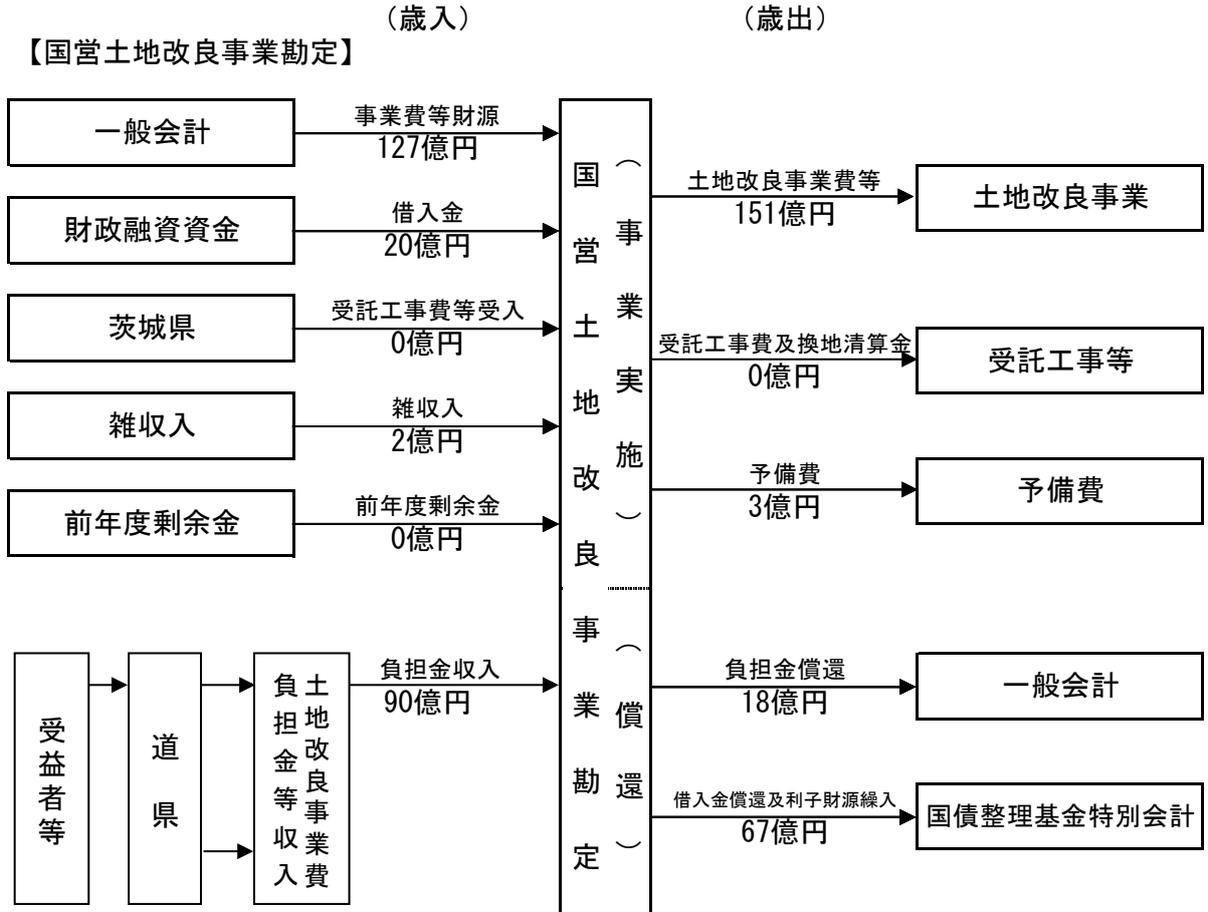
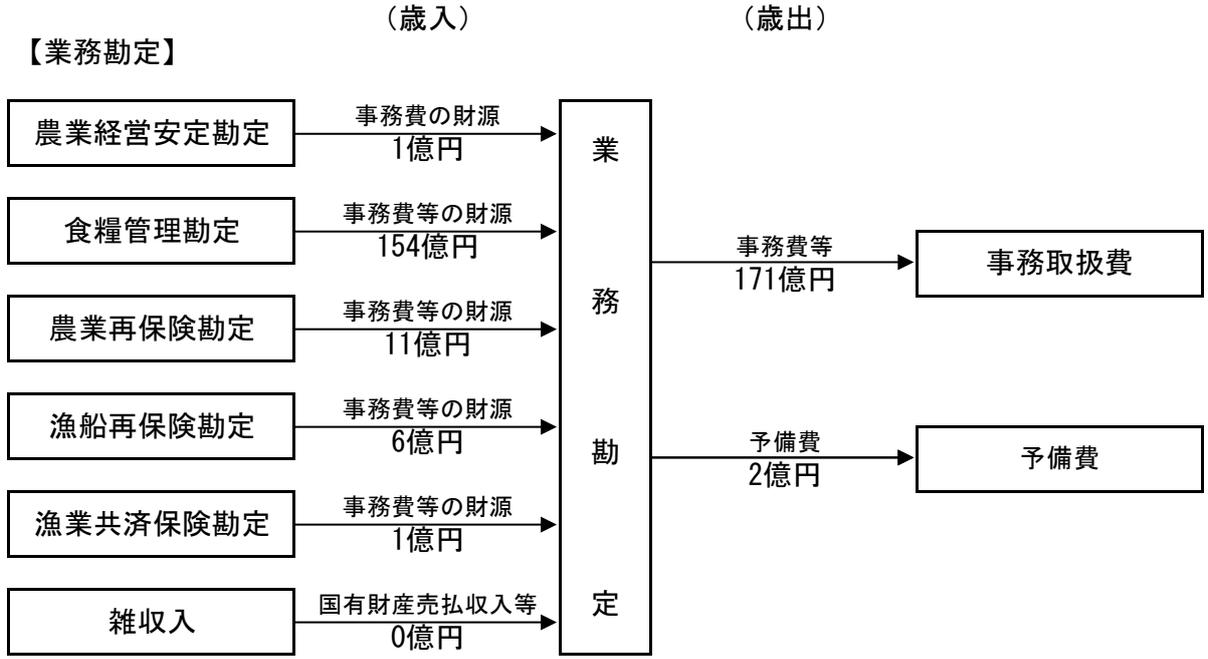
土地改良法に基づく国営土地改良事業のうち、平成10年度以前に着工した地区であって、平成19年度末までに工事が完了しなかったものについて、工事が完了するまでの間に限り、財政融資資金の借入れにより、事業費の一部（道県負担相当額）を措置するものに係る事業を行います。

実施中の地区は、平成30年度予算ベースで15地区です。

○ 歳入及び歳出の概要







(平成30年度予算ベース)

※ 計数については、億円未満を四捨五入したものです。

食料安定供給特別会計に関するお問い合わせ先
 大臣官房予算課特別会計第1係
 (代表) 03-3502-8111 (内線) 3348